

プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価

本資料の目的

- サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
- 本資料は、日本版 S2 基準における**バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連する論点として、第 20 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 9 月 5 日開催）において、「バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価」について審議を行っている。
- 温室効果ガス排出に関連する論点は次を予定している。なお、経過措置については、別途まとめて検討する予定である。

温室効果ガス排出の開示に関する論点一覧（本論点はハイライト部分）

範囲	《境界の画定》	
	温室効果ガス排出の 3 つのスコープ	第 21 回
	GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係	A2-5
	GHG プロトコルの測定アプローチ	第 21 回
	スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出の分解	第 21 回
測定	《温室効果ガス排出の測定》	
	[3 つのスコープ共通]	
	バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価	A2-1
	異なる報告期間の情報の使用	A2-2
	CO ₂ 相当量に変換した温室効果ガスの集約	A2-4
	[スコープ 2 温室効果ガス排出]	
	スコープ 2 の測定におけるロケーション基準とマーケット基準	-
	[スコープ 3 温室効果ガス排出]	

	絶対総量の開示における重要性の判断の適用	-
	スコープ 3 の測定フレームワーク	-
	ファイナンスに係る排出 (financed emissions)	-
表示	《温室効果ガス排出量の表示単位》	A2-3
開示	《温室効果ガス排出の絶対総量の開示》	-
	《測定方法の開示》	-
その他	《経過措置》	-

事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 10 項及び第 11 項参照）。

日本版 S1 基準において定義している意味で次の用語を日本版 S2 基準において用いる。

- (1) 「バリュー・チェーン」とは、報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係のすべてをいう。

日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のことを定める。

- (2) 重大な事象が発生した場合、又は状況に重大な変化が発生した場合、バリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべての気候関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。

- (3) 本項(2)にかかわらず、バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク又は機会の範囲について、本項(2)よりも頻繁に再評価することができる。

これまでの審議の概要

5. IFRS S1 号付録 A では、「バリュー・チェーン」について、次のように定めている（和訳は事務局による仮訳。以下同じ）。

<p>value chain</p> <p>The full range of interactions, resources and relationships related to a reporting entity’s business model and the external environment in which it operates.</p> <p>A value chain encompasses the interactions, resources and relationships an entity uses and depends on to create its products or services from conception to delivery, consumption and end-of-life, including interactions, resources and relationships in the entity’s operations, such as human resources; those along its supply, marketing and distribution channels, such as materials</p>
--

and service sourcing, and product and service sale and delivery; and the financing, geographical, geopolitical and regulatory environments in which the entity operates.

バリュー・チェーン

報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係の全範囲

バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了まで、企業が使用し依存する相互作用、リソース及び関係が含まれる。これには、企業の事業における相互作用、リソース及び関係（人的資源など）、企業の供給チャンネル、マーケティング・チャンネル及び流通チャンネルにおけるもの（材料及びサービスの調達並びに製品及びサービスの販売及び配送など）、並びに企業が事業を営む財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境が含まれる。

6. また、IFRS S2 号では、バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価について、IFRS S1 号と整合的に次のように定めている。（IFRS S1 号 B11 項における「サステナビリティ関連のリスク及び機会」という用語が「気候関連のリスク及び機会」に置き換えられている。）

B34 In accordance with paragraph B11 in IFRS S1, on the occurrence of a significant event or a significant change in circumstances, an entity shall reassess the scope of all affected climate-related risks and opportunities throughout its value chain, including reassessing which Scope 3 categories and entities throughout its value chain to include in the measurement of its Scope 3 greenhouse gas emissions. A significant event or significant change in circumstances can occur without the entity being involved in that event or change in circumstances or as a result of a change in what the entity assesses to be important to users of general purpose financial reports. For example, such significant events or significant changes in circumstances might include:

- (a) a significant change in the entity's value chain (for example, a supplier in the entity's value chain makes a change that significantly alters the supplier's greenhouse gas emissions);
- (b) a significant change in the entity's business model, activities or corporate structure (for example, a merger or acquisition that expands the entity's value chain); and
- (c) a significant change in the entity's exposure to climate-related risks and opportunities (for example, a supplier in the entity's value chain is affected by the introduction of an emissions regulation that the entity had not anticipated).

企業は、IFRS S1 号 B11 項に従い、重大な事象が発生した場合、又は状況に重大な変化が発生した場合、企業はバリュー・チェーンを通じて影響を受けるすべての気候関連のリスク及び機会を再評価しなければならない。これには企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定において、「スコープ3」のどのカテゴリー及びバリュー・チェーンを通じたどの企業を含めるかについての再評価が含まれる。重大な事象又は状況の重大な変化は、企業がその事象若しくは状況の変化に関与していなくても発生することがあり、又は企業が一般目的財務報告書の利用者にとって重要であると評価する内容の変化の結果として、発生することがある。例えば、重大な事象又は状況の重大な変化には次のものが含まれる場合がある。

- (a) 企業のバリュー・チェーンにおける重大な変化（例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、サプライヤーの温室効果ガス排出を著しく変えるような変更を行う。）

<p>(b) 企業のビジネス・モデル、活動又は企業構成の重大な変化（例えば、企業のバリュー・チェーンを拡張する合併又は買収）</p> <p>(c) 気候関連のリスク及び機会へのエクスポージャーの重大な変化（例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、企業が予想していなかった排出規制の導入の影響を受ける。）</p> <p>B35 An entity is permitted, but not required, to reassess the scope of any climate-related risk or opportunity throughout its value chain more frequently than required by paragraph B11 in IFRS S1.</p> <p>企業は、バリュー・チェーンを通じた気候関連のリスク又は機会の範囲を、IFRS S1 号 B11 項で要求されているよりも頻繁に再評価することが容認されるが、要求されない。</p>

7. 第 20 回サステナビリティ基準委員会において、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価について検討が行われ、次のことを日本版 S1 基準に定めることにつき、特段反対の意見は聞かれなかった。

(1) 用語の定義を次のように定める。

① 「バリュー・チェーン」とは、報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係のすべてをいう。

(2) 重大な事象が発生した場合、又は状況に重大な変化が発生した場合、バリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。

(3) 本項(2)にかかわらず、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲について、本項(2)よりも頻繁に再評価することができる。

事務局による分析

8. スコープ 3 温室効果ガス排出は、バリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（スコープ 2 温室効果ガス排出に含まれないもの）であるため、IFRS S1 号で定義されたバリュー・チェーンの定義を IFRS S2 号においても同じ意味で用いることが必要であると考えられる。また、バリュー・チェーンに関する IFRS S1 号 B11 項の要求事項は、スコープ 3 の温室効果ガス排出の開示を行う上で基本となる事項であり、基準の明確化のために「サステナビリティ関連のリスク及び機会」という用語が IFRS S2 号において「気候関連のリスク及び機会」に置き換えられ定められたと考えられる。

9. したがって、国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするとの観点からは、IFRS S1 号における用語の定義及び IFRS S1 号の要求事項を踏まえた IFRS S2 号における要求事項を日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

(事務局による提案)

10. 日本版 S1 基準において定義している意味で次の用語を日本版 S2 基準において用いることが考えられるかどうか。
- (1) 「バリュー・チェーン」とは、報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係のすべてをいう。
11. 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のことを定めることが考えられるかどうか。
- (1) 重大な事象が発生した場合、又は状況に重大な変化が発生した場合、バリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべての気候関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。
- (2) 本項(1)にかかわらず、バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク又は機会の範囲について、本項(1)よりも頻繁に再評価することができる。

文案

12. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 4 項に示す日本版 S2 基準の定めに関する事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上